



◆ 英EU離脱～10月末まで離脱期日延期へ～



【離脱期日は**10月31日まで再延期**】

EU（欧州連合）は英国の離脱期日を『**10月31日まで再延期**』することで合意、また6月中に進捗状況を確認することとなったことが報じられました。英国はまさにギリギリの段階で踏みとどまることになりましたが、再延期と引き換えに英国のEU内での影響力を抑制するような条件が課される見込みです。国内で意見がまとまっていない以上、英国が厳しい状況にあることに変わりはありません。

【離脱期日再延期】

英国を除くEU加盟国27カ国の首脳は、2019年4月10日（現地時間）に開催した緊急のEU首脳会議で、英国のEUからの離脱期日を2019年10月31日まで再度延期することで合意したと報じられました。なお、6月中に進捗状況の確認が行われる模様です。

【すったもんだの拳句】

EUからの正式離脱日は今回で実質2回目の延期となります。英国は2019年4月12日までにEUに対し、今後の方針を表明する必要がありましたが、英国議会は依然EUと英国政府が合意した離脱協定案を承認していません。

この状況を受け、メイ首相は2019年4月5日にEUに対して、離脱期日を2019年6月30日まで延期するよう申請していました。

ただし、これまでの経緯から、フランスを筆頭に一部EU加盟国から英国の申請に疑問を呈する意見も出ていました。離脱期日の再延期にはEU加盟国27カ国全ての合意が必要であることから、「合意なき離脱」に陥る可能性も高まっていました。

そのため、今回の離脱期日延期は「合意なき離脱」により発生することが予想される大きな混乱を避けるためのいわば延命措置ともいえます。なお、IMF（国際通貨基金）は2019年4月9日に発表した世界経済見通しで「合意なき離脱」となった場合、英国の実質GDP（国内総生産）成長率は2021年時点で3.5%下振れ、また世界全体では0.2%の下押し圧力になるとの予想を発表しました。

【英国に対し条件が課されるとの報道】

離脱期日延期と引き換えに、英国には今後、EU内での発言力を抑制するような条件が課されるとも報じられています。

いずれにせよ、全て「EUから離脱する」ことが前提であり、未だ国内の意見がまとまっていない英国にとって厳しい状況にあることに変わりはありません。

そのため、今後の動向次第で市場を左右するような展開も見られると想定されます。

【今後想定される流れ】



出所：各種資料を基にドイチェ・アセット・マネジメント(株)が作成

※ データは記載時点のものであり、将来の傾向及び数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

■ レポートの作成・配信は

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

当資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の投資商品の推奨や投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は、信頼できる情報をもとにドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。当資料記載の情報及び見通しは、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として記載したものであり、その銘柄・企業の株式等の売買を推奨するものではありません。

D-190411-2

ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.78%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.0304%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

«ご注意»

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会